

# 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」に関する意見募集の実施について

令和 4 年 1 1 月 1 7 日  
スポーツ庁地域スポーツ課  
文化庁参事官（芸術文化担当）付

スポーツ庁及び文化庁では、令和 4 年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成 30 年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定する予定です。

ついては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくため、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

## 【1. 意見募集の対象】

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)

## 【2. 資料の入手方法】

- ①電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載
- ①スポーツ庁地域スポーツ課及び文化庁参事官（芸術文化担当）付にて資料配布（土日・祝日、年末年始を除く）。

## 【3. 意見の提出方法】

- (1) 提出期限 令和 4 年 1 2 月 1 6 日 必着
- (2) 提出手段

次に掲げるいずれかの方法で御提出ください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください。

- ①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント：意見募集中案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」における意見提出フォームから提出してください。
- ②郵送の場合  
宛先：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2  
スポーツ庁地域スポーツ課 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」に関する意見募集」担当 宛
- ③電子メールの場合：tiikisport@mext.go.jp  
判別のため、件名は【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）に関する意見】としてください。また、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。

#### 【4. 意見提出様式】

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)に関する意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「中学生」「高校生」など在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見（①該当箇所（該当ページ番号・項目等）、②意見内容、③理由を明記してください。）

#### 【5. 意見提出上の注意】

- (1) 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- (2) 御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
- (3) 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。  
なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

#### 【6. 問い合わせ先】

(全体・運動部活動・地域スポーツクラブ活動について)

スポーツ庁地域スポーツ課

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (内線: 3493)

(文化部活動・地域文化クラブ活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (内線: 2832)